

平成29年12月6日

国土交通省 道路局

局長 石川 雄一 殿

車両制限令違反者に対する
大口・多頻度割引停止措置等に関する要望書

公益社団法人全日本トラック協会

会長 坂本 克己



日本貨物運送協同組合連合会

会長 吉野 雅山



平素は、当業界に対しまして格別のご指導、ご鞭撻を賜り厚く御礼申し上げます。

高速道路6会社におきましては、平成29年4月1日から、車両制限令違反者に対する大口・多頻度割引停止措置等を見直し、軽微な重量超過に対する違反点数の付与、軸重超過に対する違反点数の設定、違反点数の累積期間を2年間に拡大する等の措置が実施されております。

これらの見直しにより、従来より違反点数が累積しやすい状況となっており、違反点数が累積すると、割引停止やETCコーポレートカードの利用停止という事態に至ることから、トラック運送事業者は大きな不安や危機感を抱いております。

公共の道路を使用して事業を行うトラック運送業界においては、コンプライアンス及び社会インフラである道路の保全という観点から、車両制限令を遵守することは極めて重要であると考えており、啓発に努めておりますが、下記の事項について要望いたしますので、お取り計らいいただきますよう何卒宜しくお願い申し上げます。

【要望事項】

1. 車両制限令違反者に対する大口・多頻度割引停止措置等について

輸送の実態として、走行中の降雪等により雪や雨の重み加わった場合やブレーキを踏んだ場合等の不可抗力により、実際の総重量や軸重等よりも重く計測されること、荷主側の都合で貨物が偏って積載されること等、重量違反等を防ぎ切れない状況もあり、さらに違反点数の累積期間が3ヵ月から2年間に拡大され、トラック運送事業者や協同組合は割引停止や利用停止という事態に至る可能性が高まったことに危機感を持っていることから、下記についての取組をお願いしたい。

(1) 協同組合への累積点数通知書の内容や送付時期の改善について

E T Cコーポレートカード利用の契約主体である協同組合が違反点数等を適切に把握するとともに、傘下組合員に対して適切に指導することができるよう、累積点数通知書に違反の日付・場所・内容を記載するとともに、早急に通知していただきたい。

(2) 特殊車両通行許可を得た車両への対応の改善について

車両制限令違反者に対する大口・多頻度割引停止措置等が見直されたことにより、軸重超過に対しても違反点数が付与されることとなったが、海上コンテナ輸送や特例8車種の車両については、特殊車両通行許可により、軸重11.5トンまで認められているにもかかわらず、軸重が10トンを超過する場合には高速道路会社から指導警告書が送付されることとなっている。受領後に特殊車両通行許可書を返送すれば、指導警告書は破棄されるが、許可書の確認及び返送に手間がかかっている。

については、各高速道路会社において、特殊車両通行許可の有無を事前に確認した上で指導警告書を発出することとしていただきたい。

2. 特殊車両の通行許可について

(1) 特殊車両の通行許可審査の迅速化及び特車ゴールドの包括申請について

車両制限令に規定された総重量、高さ、長さ、幅の制限値を超える場合は特殊車両の通行許可が必要になるが、申請から許可までの処理期間が長く、荷主からの輸送依頼に応えられない状況にあることから、審査を迅速化していただきたい。また、今年7月に行われた保安基準緩和車両の認定期限の延長(2年→3～4年)と同様に、優良事業者に対しては、現在2年間としている特車通行許可の期間について延長することを検討していただきたい。

さらに、ETC2.0を搭載した車両は、大型車誘導区間を走行する場合に複数経路を1つの申請に簡素化でき、更新手続きも自動化される「特車ゴールド」を活用できるが、トラクタ1台につき1回ごとの申請となっていることから、複数のトラクタによる包括申請ができる仕組みを整えていただきたい。また、大型車誘導区間の指定範囲をより拡大していただきたい。

なお、特殊車両の通行許可の申請を受け付ける地方整備局においても、「特車ゴールド」についてさらなる周知徹底を行っていただきたい。

(2) 国際海上コンテナトレーラの特車通行許可申請手続きの簡素化について

国際海上コンテナトレーラについては、積載物がISO規格で定められているコンテナであることから車両の構造もほぼ同じで、型式が同じであれば諸元が大きく異なることはない。

一方、特殊車両通行許可申請を行うに際しては、トラクタ及びトレーラの登録番号により申請を行うことになっているため、コンテナのトラクタ及びトレーラの連結による組み合わせが多岐にわたることから、申請件数が膨大となり、審査側(行政)、申請側(事業者)双方の負担が大きくなっている状況にある。

については、申請手続きの簡素化及び審査期間の短縮を図るため、現行の登録番号による申請方法から自動車検査証による車両型式での申請に変更していただきたい。

また、諸外国では、国際海上コンテナトレーラが特車通行許可なく通行することが可能となっている。我が国においても、道路構造の強化や特車通行基準の緩和により、許可なく機動的な通行が可能となる生産性の高い道路ネットワークを早期に構築していただきたい。

3. 荷主に対する見直し内容の周知徹底及び荷主勧告制度の活用について

貨物の積載に関しては荷主が深く関与し、トラック運送事業者の努力だけでは総重量違反や軸重違反等を防止できないため、行政から荷主に対して今回の見直し内容に関するさらなる周知徹底や貨物の積載に関して重量に十分留意するよう注意喚起を行っていただきたい。

また、社会資本整備審議会道路分科会物流小委員会において、過積載車両の荷主対策として、基地取締時の荷主情報の聴取や特殊車両通行許可申請時における荷主名の記載等が示されているが、このような取り組みを早急に実施していただきたい。また、自動車局と連携を図り、悪質な荷主に対しては荷主勧告制度の積極的な活用を図っていただきたい。